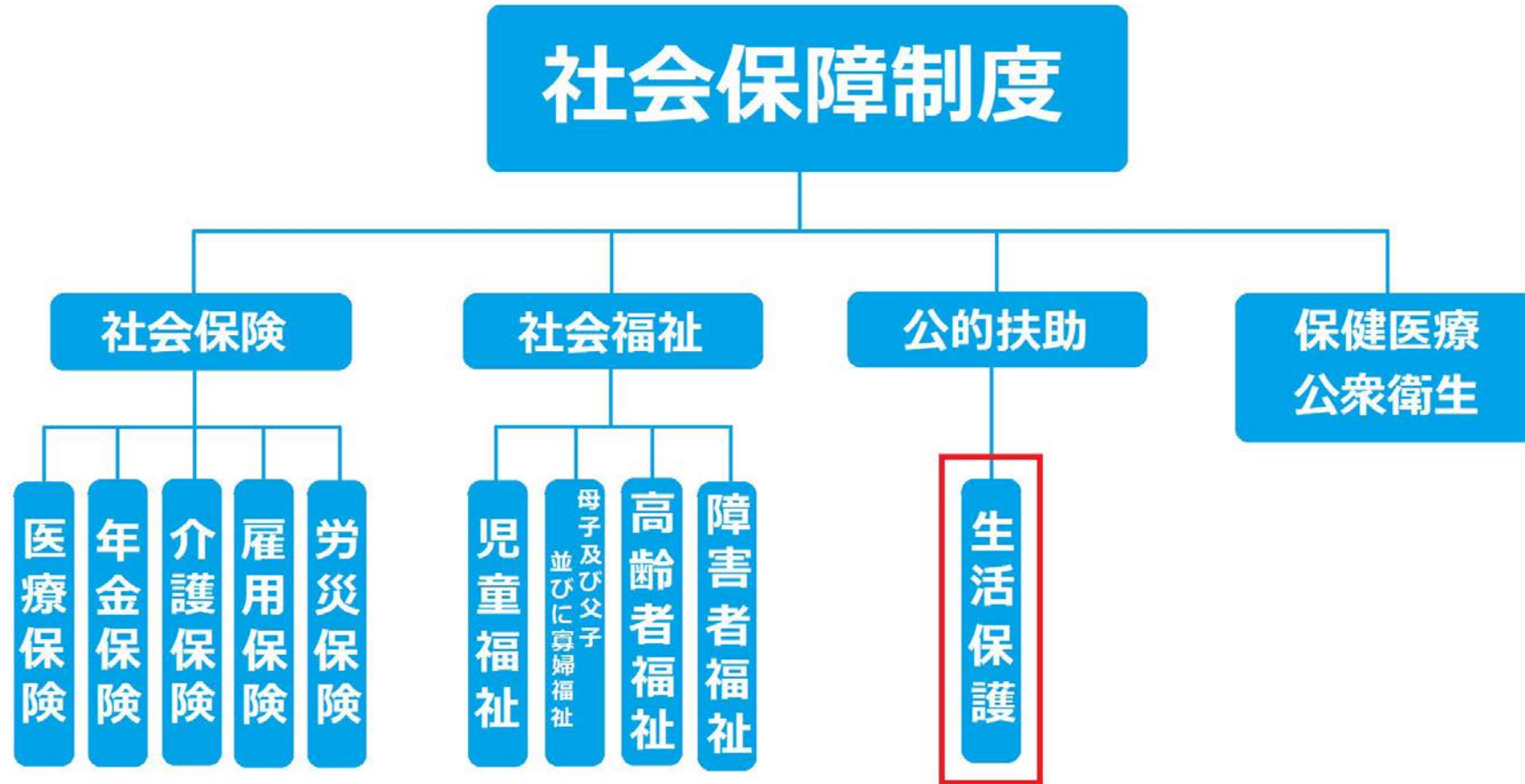


公的扶助 社会保障論

～社会保障制度と公的扶助
について～



～社会保障制度と公的扶助について～



公的扶助制度は、国民の健康と生活を最終的に保障する制度として位置づけられている。公的扶助による救済は、貧困・低所得者を対象としていて、最低生活の保障を行う救貧的機能を有している。

公的扶助とは(生活保護)

公的扶助とは、厚生労働省(実施は地方自治体)が管理運営主体となって、生活困窮者に対し「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自立を助長する制度である。

扶助とは

扶助(ふじょ)とは、力添えをして助けること。援助。

生活保護法に基づいて行われ、生活保護制度と呼ばれる。一般的に「生活保護」と略される。

財源は、国(3/4)及び自治体(1/4)の一般収入によってまかなわれ、受給者に醸出義務はない。

生活保護費の決め方

支給される生活保護費



厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、**最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給される。**

扶助の種類は8つ+1

生活保護は、8種類の「扶助」と、1つの「控除」があります。必要に応じて1種類以上の支援が受けられます。

医療扶助, 介護扶助は現物(サービスなど)給付で, それ以外は金銭給付が原則です。

- 生活扶助
- 教育扶助
- 住宅扶助
- 医療扶助
- 介護扶助
- 出産扶助
- 生業扶助
- 葬祭扶助
- 勤労控除

生活保護の受給要件

生活保護を受けるには下記のすべてに該当する必要がある。

雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない者

本人収入が月8万円以下の者

世帯全体の収入が月25万円以下(年300万円以下)の者

世帯全体の金融資産が300万円以下の者

現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者

全ての訓練実施日に出席する者(やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席)

訓練期間中から訓練終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者

同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者

既にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過している者

過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと

給付の水準

場所や家族構成などによって給付額は異なる。

給付水準を示す例は下記のとおりである。

- 東京都区部等における標準3人世帯(33歳, 29歳, 4歳)の場合で、
158,380円(月額)
- 東京都区部等における高齢単身世帯(68歳)の場合で、79,790円
(月額)

生活保護の現状

- 生活保護費は、2017年度当初予算で3.8兆円を計上
- 被保護世帯数は、2017年11月時点で1,642,971世帯となっている。
- 被保護者数は、2017年11月時点で2,125千人となっている。

～貧困問題について～

貧困には「絶対的貧困」と「相対的貧困」があり、日本で問題視されている貧困は、相対的貧困に当たる。

絶対的貧困は生活や生命を維持することが難しいほどの貧困状態を指すが、相対的貧困は国の生活水準や文化水準を下回る状態に陥っていることを言う。

日本は相対的貧困率が経済大国の中でも特に高いとされている。

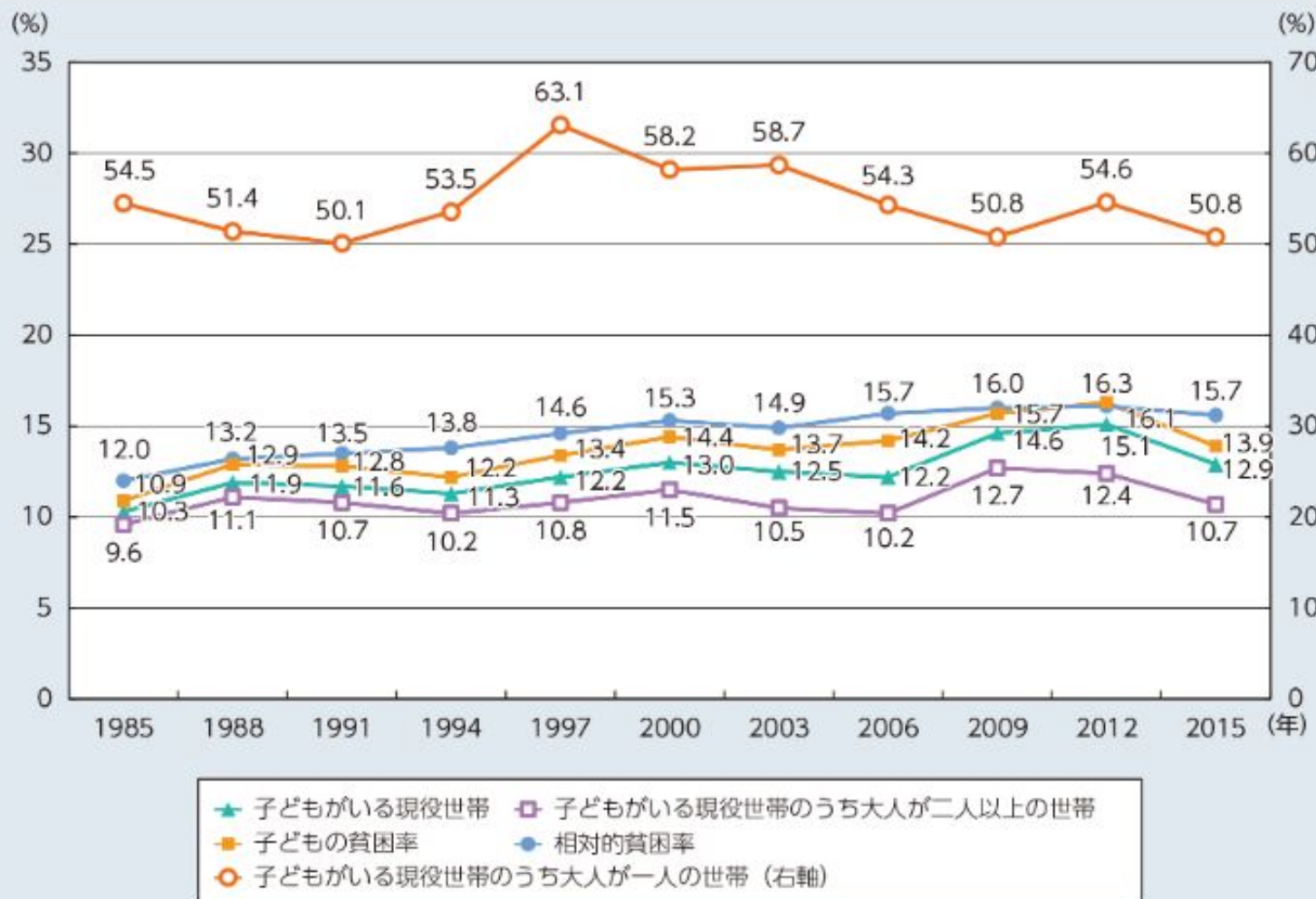
2016年に発表された世界の貧困率比較では、日本は世界で14番目の15.7%となっている。先進国の中では中国やアメリカに次いで3番目となっており、先進国の中でも貧困率が高いことが伺える。

また世帯構造別で言えば、ひとり親世帯の貧困率は2015年で50.8%となっており、その半数が貧困状態であるとされている。

(出典：[厚生労働省公式サイト](#))

日本の貧困率の推移

(出典:厚生労働省「平成29年版厚生労働省白書」,世帯構造別 相対的貧困率の推移)



資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」

- (注)
1. 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2. 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 4. 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 5. 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

日本の貧困率の推移を見てみると、1985年から2012年までの相対的貧困率は緩やかに上昇している。

2012年が16.3%とピークとなり、2015年は15.7%でやや低下はしているものの、2006年前と同じような水準となっている。

これを子どもの貧困率で見えてみると少し違った結果が出ており、2012年には大きく上昇し16.1%となったものの、2015年には13.9%と低下している。

とはいえ未だ7人に1人の子どもが貧困状態にあるため、早急な問題解決に向けた取り組みが必要である。

ひとり親世帯については、先述したように2015年には50.8%と高い水準だが、ピーク時である1997年の63.1%と比べても大きく下がっていることも調査から明らかになっている。

相対的貧困率の推移の背景

- ・相対的貧困率の推移が緩やかに上がっている理由として、高齢化が係っている。
- ・65歳以上の年金暮らしの世帯が増えたことにより、相対的貧困率を押し上げる要因になっている。
- ・その一方で30歳未満の貧困率は下がっており、これにより貧困率が大きく上昇することがなかったと見られている。

また子どもの貧困率が全体的に高いのは、ひとり親世帯の貧困率が高いと言われている。

日本では2002年に過去最高の離婚件数を記録し、その後の離婚件数は下降気味にはなっているものの、1997年以前と比べると多いことがわかる。

これによりひとり親世帯が増加、特に親権の問題から母子家庭が多くなる傾向にある。

このような母子家庭では子育てとの両立が難しいなどの理由から正社員になる割合が父子家庭より低く、非正規雇用で働くことを余儀なくされることが多い。こうなると給与や待遇面で不利益を受け、ワーキングプア状態になってしまい、収入が少なく貧困状態に陥ってしまうと考えられている。

また病気や怪我などになると非正規雇用の場合は収入がなくなる可能性がある。ひとり親の場合は収入源が自分しかいないため、苦しい環境に置かれてしまうこともあります。

(出典：[厚生労働省公式サイト](#))

子どもの貧困
は国を上げて
取り組むべき
重要な課題



2015年の結果から、子どもの7人に1人が貧困状態と言われ、貧困は子どもの体や心の成長を著しく妨げる可能性がある。

貧困に陥ると食事面の問題が起こる。

家庭の収入の少なさから3食しっかりとれる子どもが少なくなり、場合によっては学校の給食頼りという家庭も存在する。

またひとり親や共働きだった場合、子どもは1人の時間が多く、食事も孤食となる可能性がある。

これは子どもの体の成長だけでなく、心の成長にも大きく影響する。

本来必要な栄養を取れていないことにより、成長期に体が上手く成長できないといった問題が起こる。

また親と食事をともにしないことにより、精神的な成長を遂げることができず、未発達・未成熟な大人になってしまうことにつながる。

さらに自己肯定感を失うケースも考えられ、家にお金がないことから様々なことを諦め、否定的な考えを持つようになる。

これにより勉強や将来の夢なども諦めがちな生活を送ってしまい、必要な就学ができず希望を持ってない状態となってしまうのである。

このような子どもの貧困問題は、当人の貧困状態だけでなく社会全体の損失にもつながる。

貧困者になった場合、納税ができないなどの問題で国が損失を被ることになり、その社会的損失は42.9兆円になると算出されている。

子どもの貧困は現在、そして将来的な問題を引き起こす重大な課題であることがわかる。

(出典：[内閣府公式サイト](#))

貧困家庭の
子どものため
に行われて
いる支援
とは？



子どもの貧困に対して、行政だけでなく非営利団体の協力もあり、様々な場所で開かれ貧困に苦しむ子どもたちを支援する取り組みが行われている。

また行政などを通して保護者への支援が行われており、子どもと保護者の両面からこの貧困問題の解決に向けた支援が実施されている。

子ども食堂

子どもにとって必要な栄養のある食事をとってもらうため「子ども食堂」という場所がボランティアにより開かれている。

ここでは非常に安い値段で子どもの成長に必要な食事をとることができる。子ども食堂は貧困に苦しむ子どもはもちろんのこと、その親も利用できるため親子でコミュニケーションを取ることができる場所ができる。

また他の同じような境遇にある子どもや家庭も集まるため、自然と同じ苦しみを分かち合い相談できるコミュニティができるため精神的な安定にもつながっている。

放課後教室などの教育支援

塾や習い事に通えない子どもを対象とした放課後教室などの教育支援も行われている。

ここではボランティア講師が控えており、貧困ゆえに学校以外で学べない子どもたちの学力補充を行っている。

全国でこのような活動が広がっており、子どもたちへの支援の輪が確立されようとしている。

保護者への支援

保護者への支援としては経済的負担を減らすための支援制度の制定や、児童扶養手当の支給、医療費などの無料化の動きなどがある。

また、より収入の多い仕事につくための就労支援やキャリアアップ支援、保護者の子育て力向上のための個別支援なども行われている。

保護者の生活支援を行うことで、物質的、精神的な課題の解決を図っている。

相対的貧困とは、あくまで相対的なものであり、概念であり、目で見えにくい。だからこそあまり注目を集めず、今も苦しんでいる人たちがいる。ちなみに国立社会保障・人口問題研究所が17年7月に実施した「生活と支え合いに関する調査」によれば、「ひとり親世帯(二世帯)」の約36%が食料の困窮経験について「あった」と回答している。

障がい者の
貧困について
の課題



生活に苦しむ人の割合を示す相対的貧困率が障害者では25%を超え、4人に1人以上が貧困状態にあることが政府の調査で分かった。障害のない人の数値に比べほぼ2倍だった。

政府は全人口や18歳未満の子供を対象にした貧困率は計算しているが、政府研究グループによると、障害者に限った数値の算出は初めてで障害者が働ける場が少なく、賃金も安いほか、障害年金など公的な現金給付の水準が先進国の中で低いことが主な要因という。

厚生労働省の科学研究費による調査で、同省が貧困率の計算に使っている国民生活基礎調査(2013年実施)のデータを分析した。

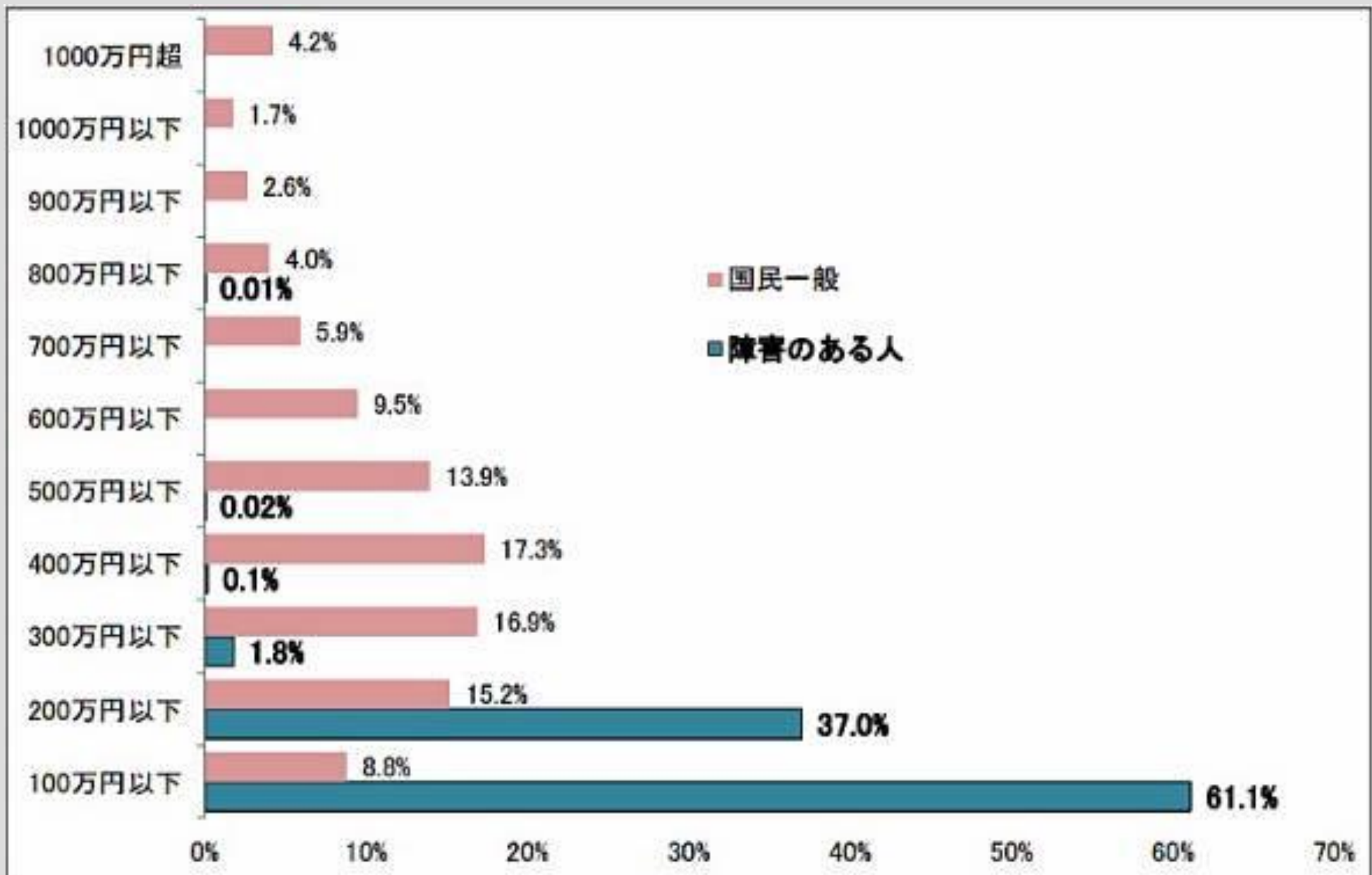
「障がいや身体機能の低下などで、手助けや見守りを必要としていますか」という調査票の質問に「必要」と答えた人を対象に、年代別に貧困率を計算した結果、20～39歳では28.8%、40～49歳は26.7%、50～64歳は27.5%だった。

障がいのない人ではそれぞれの年代で13.8%、13.4%、14.6%と半分程度にとどまる。厚労省が公表している全人口(障害者を含む)の貧困率は16.1%。

政府の研究グループによると、日本の障がい者の貧困率は先進国の中で高い部類に入り、障がいのない人との格差も大きい。研究グループは「日本の障がい者の貧困が深刻であることが分かった。貧困からの脱出には就労が有効であることがうかがえ、本人や家族の就労を後押しする政策がもっと必要だ」としている。

▼相対的貧困率 全人口のうち、生活の苦しい人がどれだけいるかを示す指標。1人当たりの可処分所得を高い人から順に並べ、真ん中となる人の所得額(中央値)の半分に満たない人が全体に占める割合で表す。可処分所得は収入から税金や社会保険料などを除き、公的年金などを合計した金額。世帯の可処分所得と人数を基に計算する。資産は考慮しない。

障がい者の61.1%が年収100万円以下——複数の福祉作業所などが加盟する団体「きょうされん」の調査で分かった。98.1%がいわゆるワーキングプア（生活保護の水準にも満たない収入しか得られない就労者）に当たる年収200万円以下になっており、自立可能な所得保障制度が必要だと指摘している。



親と同居している人は全体の54.4%。年齢が上がるにつれて同居率は下がっているが、50代前半でも34.9%が同居しており、年齢が高くなってからも親が生計を支えているケースが多い。

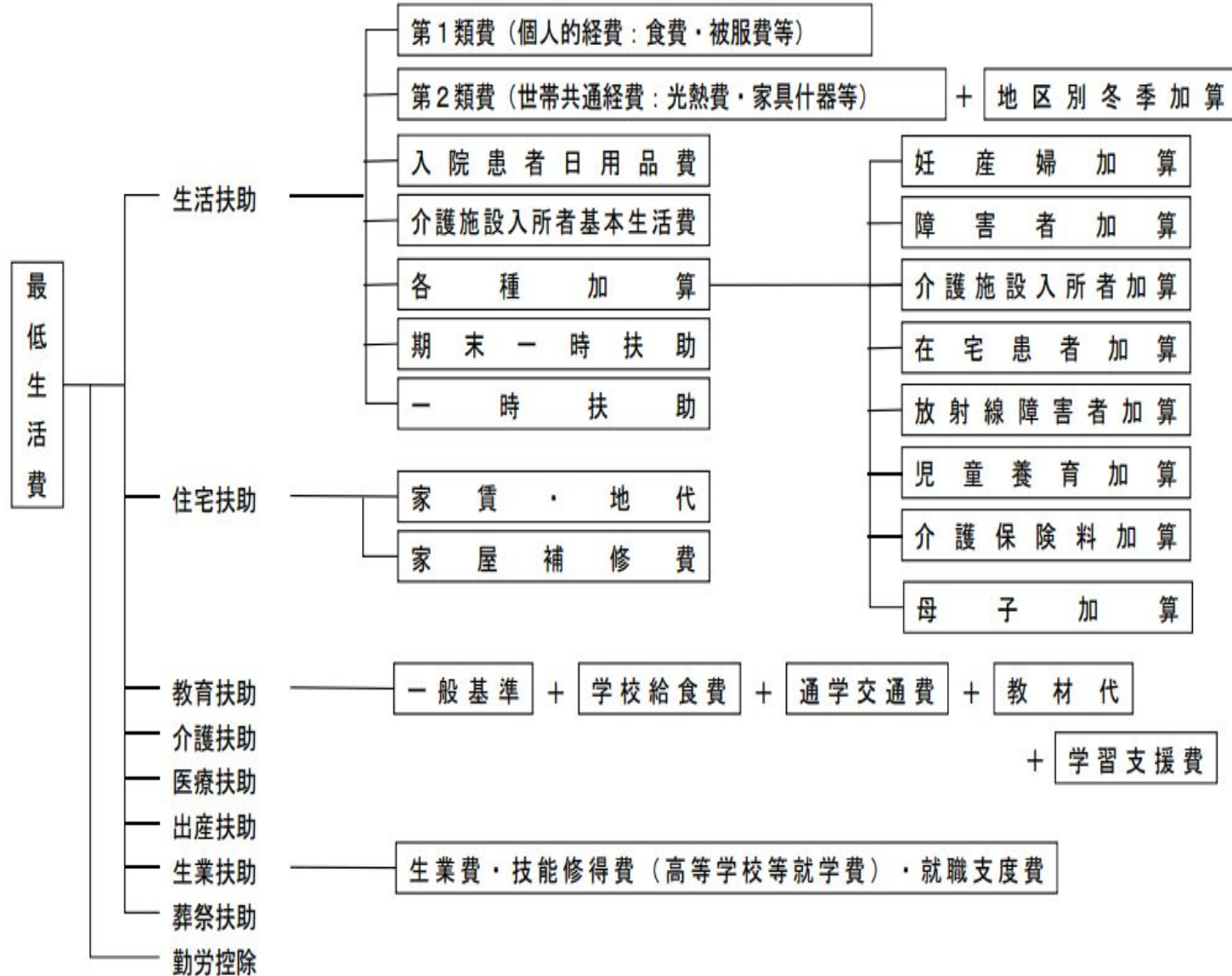
	一人	配偶者	子ども	親	きょうだい	祖父母	友だち	親類	合計
100万 以下	396 (5.2%)	316 (4.2%)	167 (2.2%)	4505 (59.3%)	1885 (24.8%)	520 (6.8%)	2104 (27.7%)	79 (1.0%)	7600
125万 以下	114 (4.3%)	71 (2.7%)	44 (1.7%)	1672 (63.4%)	731 (27.7%)	164 (6.2%)	701 (26.6%)	18 (0.7%)	2638
200万 以下	140 (7.1%)	91 (4.6%)	43 (2.2%)	1105 (56.1%)	453 (23.0%)	128 (6.5%)	576 (29.3%)	19 (1.0%)	1968
200万1円 以上	32 (13.3%)	42 (17.4%)	21 (8.7%)	101 (41.9%)	38 (15.8%)	7 (2.9%)	67 (27.8%)	1 (0.4%)	241

生活保護の受給率は11.4%と、一般(1.7%)の6倍以上に上った。政府研究グループは「障がい者の多くが、極めて所得水準の低い状態にある。生活状況も高齢の親に依存した生活を続けている」として、障害基礎年金制度が約30年にわたって水準が据え置かれている現状を危惧している。

生活保護の
種類と内容



【生活保護費の体系】



1. 生活扶助(食費、被服費、光熱費等)

生活扶助基準は、衣食などのいわゆる日常生活に必要な基本的、経常的経費についての最低生活費を定めたものである。この生活扶助基準は、第1類費と第2類費に分けられ、そして特別の需要のある者にはさらに各種加算が合算される。

【第1類費(個人的経費)】

飲食物費や被服費など個人単位に消費する生活費についての基準であり、年齢別に設定されている。

【第2類費(世帯共通的経費)】

世帯全体としてまとめて支出される経費であり、例えば、電気代、ガス代、水道代などの光熱水費や家具什器費などである。この第2類費は、世帯人員別に設定されている。

なお、冬季においては、寒冷の度合いなどにより、暖房費などの必要額が異なるため、こうした事情を考慮し、都道府県を単位とて地域別(6区分)に冬季加算額が設定されている。

【加算(特別の需要のある者が必要とする生活費)】

特別な需要に対応するものとして加算制度があり、第1類費、第2類費のほかにさらに一定額を上積みがある。

妊産婦加算・・・妊婦及び産後6か月までの産婦

老齢加算・・・70歳以上の老人又は68歳以上70歳未満の病弱者

在宅患者加算・・・在宅の傷病者で栄養補給を必要とする者

母子加算・・・児童(18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者)を抱える母(父)子世帯

障害者加算・・・身体障害者障害程度等級表1級、2級及び3級の身体障害者若しくは国民年金法施行令別表1級及び2級障害者

2. 住宅扶助(家賃、地代等)

住宅扶助には、「家賃、間代等」と「住宅維持費」がある。

【家賃、間代等】

借家借間に居住する被保護者に対し、家賃等や転居時の敷金、契約更新料などを補填するものとして支給される。

・実費(地域に応じて上限額を設定)

【住宅維持費】

居住する家屋の補修や、畳、建具等の従属物の修理、豪雪地帯においては雪囲い、雪下ろし等に必要な経費を補填するものとして、必要を要すると認定された場合にのみ支給される。

・年額12万2,000円

(補修規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度)

3. 教育扶助(学用品費等)

教育扶助は、小学生、中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給される。

(※ 修学旅行代は文部科学省の就学援助制度から支給)

- ・基準額(月額): 小学校等2,600円、中学校等5,000円教材代、学校給食費、交通費
- : 実費学習支援費(クラブ活動費)(年額): 実費(小学校等上限額 1万5,700円以内、中学校等上限額 5万8,700円以内)

4. 介護扶助

介護扶助は、介護保険サービスの利用にかかる経費を補填するものとして支給される。

・原則現物給付

5. 医療扶助

医療扶助は、病院等における医療サービスの利用にかかる経費を補填するもの。

- ・原則現物給付

6. 出産扶助

出産扶助は、出産に伴い必要となる分娩介助や検査、室料などの経費を補填するものとして支給されます

- ・施設分娩の場合：実費
(上限額29万5,000円以内)
- ・居宅分娩の場合：実費
(上限額25万9,000円以内)

7. 生業扶助(生業費、技能習得費、就職支度費)

正業扶助は、

「生業費」「技能習得費」「就職支度費」

の3つがある。

【生業費】

生計の維持を目的とする小規模の事業を営むための資金
又は生業を行うための器具、資料代の経費を補填するもの
として支給される。

- ・実費（上限額4万6,000円以内）

【技能習得費】

技能修得費・・・生計の維持に役立つ生業につくために必要な技能を修得するための授業料、教材代等の経費を補填するものとして支給される。

- ・実費(上限額8万円以内)

高等学校等就学費・高校生に対し、高等学校教育にかかる必要な学用品費や教材代、交通費等を補填するものとして支給される。

- ・基本額(月額):5,200円

【就職支度費】

就職が確定した者に対し、就職のために直接必要となる洋服代、履物等の購入経費、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費を補填するものとして、必要な場合に支給される。

・3万1,000円以内

8. 葬祭扶助

葬祭扶助は、葬祭に伴い必要となる葬祭料や読経料などの経費を補填するものとして支給される。

- 大人の場合：実費
(上限額20万6,000円以内)
- 小人の場合：実費
(上限額16万4,800円以内)

9. 勤労控除

勤労控除は、

「基礎控除」「新規就労控除」「未成年者控除」の3つが

ある。

【基礎控除】

就労に伴い経常的に生じる就労関連経費を補填するとともに、就労意欲の助長を促進するため、就労収入の一部を手元に残すものである。

就労収入額に応じて設定
(全額控除額1万5,000円)

【新規就労控除】

新たに継続性のある職業に従事した者に対し、新たに就労に就いたことに伴う就労関連経費を補填するものである。

・1万1,300円

【未成年者控除】

就労している未成年者に対し、就労意欲を促し世帯の自立助長を図るため、就労収入の一部を手元に残すものである。

・1万1,400円

生活保護の手 続きの仕方



Step1. 事前の相談

生活保護制度の利用を希望される方は、福祉事務所の生活保護担当窓口へ行く。

そこで、生活保護制度の説明を受けるとともに、生活福祉資金、各種社会保障施策等の活用について検討が行われる。

Step2. 保護の申請

生活保護を申請するための書類を用意して、それらを窓口に提出する。

必ず必要な書類は「生活保護の申請書・申告書」と「本人確認書類」。

「生活保護の申請書・申告書」は福祉事務所に用意されている。

状況に応じて、資産を証明するモノ、収入を証明するモノ、離婚、失業、医療費を証明するモノが必要。

Step3. 調査・審査

生活状況等を把握するための実地調査（家庭訪問等）が行われる。

1. 預貯金、保険、不動産等の資産調査
2. 扶養義務者による扶養（仕送り等の援助）の可否の調査
3. 年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
4. 就労の可能性の調査

Step4. 受給 or 却下

申請後、原則14日以内、最長30日以内に受給可否が決定

結果の通知方法は、電話 or 郵送

郵送の場合は、保護決定通知書か保護申請却下通知書が届く

生活保護
受給者の義務



生活保護は仕事をしないのにお金を貰えて羨ましい...という声があるが、それ故に義務が発生。

生活保護を受給するモノの義務は下記のとおりである。

- 1.保護を受ける権利を譲り渡すことはできない。
- 2.常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。
- 3.収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、または、居住地もしくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。
- 4.福祉事務所長が行う生活の維持、向上、その他保護の目的達成に必要な指導に従わなければならない。

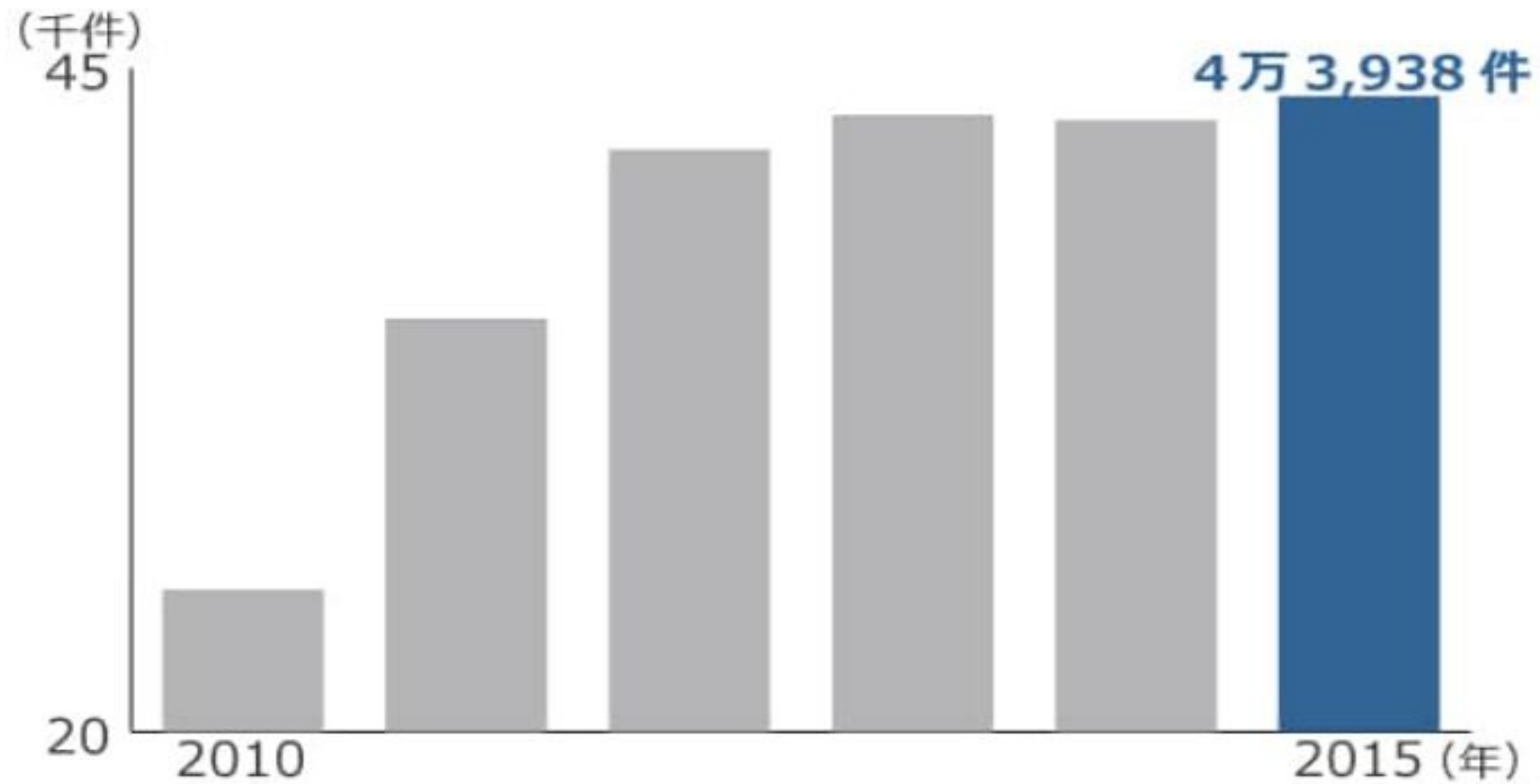
公的扶助の問題点

公的扶助は、生活困窮者に対し「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自立を助長する制度である。

社会保障の最後の砦とも言え、国民を支える最終セーフティネットである。

とってもありがたい制度だが、公的扶助には問題点もある。

生活保護における不正受給件数の推移



出典:厚生労働省

公的扶助には、「不正受給」と「年金よりも高額」という問題がある。

不正受給とは、収入や生活できるだけの貯蓄があるにもかかわらず、生活保護を受給していたり、受給後に収入を隠したり、あるいは少なく申請する行為のこと。

厚労省によると、不正受給の金額は通算169億9,408万円(過年度の支出分を含む)で、不正受給の件数は4万3,938件と過去最多。

2014年7月に改正生活保護法が施行され、罰金の上限を引き上げたほか、不正をした際の返還金にペナルティーの上乗せなどが盛り込まれたが、2015年の状況では不正受給数は過去最多となっている。

また、国民年金よりも生活保護を受給するほうが、手元に残る額が高いということも問題となっている。

公的扶助制度は困窮した人を助ける素晴らしい制度ですが、この2つの問題解決は制度を存続させていくうえで必要不可欠である。